

3.3 監査役設置会社に機関設計変更した会社の面談結果

表3 面談結果 監査役会→監査役設置会社

面談会社	A(グループ各社)	B(グループ各社)	C(グループ各社)	D社
1 面談会社の概要 事業形態 会社の分類 親会社の資本比率 連結/非連結 上場/公開 面談社数	製造業 ホールディング会社の連結子会社 90～100% 非/非 4社	製造業 製造業会社の連結子会社 68～100% 非/非 3社	運輸、倉庫 商社の主要子会社 100% 非/非 1社	製造業 子会社(実質独立系) 50%未満 非/非 1社
2 企業集団 事業形態(親会社) 親会社形態・機関設計 子会社(企業体の孫会社) 監査役	製造業 HD制、監査役会設置 上場 有 当社監査役兼務もしくは 当社役職者	製造業 指名委員会等設置 上場 有 当社監査役兼務もしくは 当社役職者	流通、販売 監査役会設置 上場 有	流通、販売 監査役設置(当社監査役が兼務) 非上場/非公開 有 当社監査役兼務
3 今回の機関設計の変更 変更の決定 変更前 変更後 変更理由 監査役構成員の変更(人数) 常勤監査役の有無 社外監査役(変更後) 社外取締役(変更後)	親会社の方針 (独自判断で先行した会社もあり) 監査役会 監査役 社外要員未達 変更なし、又は減 有 0 0	親会社指示 監査役会 監査役 社外要員未達 無 有 0～1 0～3	親会社の方針 監査役会 監査役 社外要員未達 無 有 0 0	自社判断 監査役会 監査役 社外要員未達 無 有 1 0
4 機関設計変更によるガバナンス影響 監査活動面 任意の合議体の有無 名称 社内規則上取扱い 定款への記載 合議体の規則化 監査役会規則からの変更点 その他社内規則 議事録作成 保管 合議体開催頻度 合議体の討議内容 非常勤監査役との交流 ガバナンスへの影響 内部監査部門との連携 変更の利点 変更の短所	監査活動内容は以前と同様 有 監査役協議会 記載無し 内規、又は社内規則 ほぼ同等 電磁的採決の採用、 書面開催の採用、 開催連絡期間短縮等 監査役監査規定 記名・捺印または電子署名 10年 従来監査役会と同等 従来監査役会と同等 監査役協議会での報告が中心 特に無し 従前どおり、HDからの監査役の 情報が有効 協議会の運用の柔軟性が増えた 非常勤監査役の減(力の低下懸念) 法的制約は無いが、常勤監査役が 居ることが重要	監査活動内容は以前と同様 有 監査役協議会 記載有り/無し 社内規則 ほぼ同等 監査役監査基準 記名・押印 10年 従来監査役会と同等 従来監査役会と同等 監査役協議会での報告が中心 特に無し 監査役が、内部監査に同席 会社法についての認識が広まった 特に無し	監査活動内容は以前と同様 有 監査役協議会 記載あり 社内規則 ほぼ同等 監査役監査基準 記名・押印 10年 年4回+臨時開催 従来監査役会と同等 監査役協議会での報告が中心 職場が近隣のため、通常でも 機会あり 特に無し 監査時期の調整等実施 従来と同等の監査役監査機能を 発揮出来ることを主眼に体制を 構築したので、特に問題はない 特に無し	監査活動内容は以前と同様 有 監査役連絡会 記載無し 社内規則 ほぼ同等 記名・押印 7年 1回/月以上 従来監査役会と同等 経営会議の報告等 監査役連絡会での報告が中心 近くに居るので、必要に応じて会合 特に無し 内部監査報告の受領 特に無し
5 企業集団としてのガバナンス 親会社からの監査 監査の内容 親会社監査役調査 自社の内部監査 グループ監査役との交流 勉強会	各リスク項目の総括、指示、監査 安全、環境、コンプライアンス等 部門の監査 例えばJ-SOX監査は 毎年選択実施 各社社長面談 選択した工場等の往査 親会社の指示 上記、親会社監査 の指示徹底 常勤監査役会議 (年6回) 報告、グループ方針 自主勉強会	2～3年毎 業務監査 財務報告統制 特に無し (親会社監査委員と監査役の面談) 監査室が計画・実施 内部統制、情報セキュリティ、輸管 情報連絡会(常勤監査役) (全社年2回及び各本部毎等) 情報交換 テーマ研究・発表	毎年 1週間以上 部長以下100名の面談あり 特に海外拠点については、注力 特に無し 内部監査部が実施 グループ懇話会 (年3回、親会社監査役との 情報交換)	無し 無し 監査室が実施 重点往査 親・子会社の監査役も兼務して おり、特に必要なし
6 感想	HD制の下、企業集団のガバナンス に関しては、親会社の管理が強 力。(全体方針の策定、運用監査、 指示等) 非常勤監査役は、親会社役職者で あり、企業集団としての統制に注 力していると感じられた。	3社ともほぼ同様の体制を構築さ れているが、各社の個別の状況で 運用面では若干の差異が見られ た。 非常勤監査役は、親会社役職者で あり、企業集団としての統制に注 力していると感じられた。	親会社を含め内部監査部門の体 制が強力である。 取締役、監査役とも全員親会社出 身、非常勤も親会社役職者であ り、企業集団としてのガバナンスに 力を入れているように感じた。	監査役が、親会社、子会社の監査 役も兼務されており、監査のまと まりが感じられた。 一方で、大変忙しいとの事であり、 経営会議等の重要会議には、分担 して出席するなどの対応をされて いる。